

令和7年度版
事業概要
(令和6年度実績)

和歌山県中央児童相談所
和歌山県紀南児童相談所

※令和6年4月1日より和歌山県子ども・女性・障害者相談センターは「和歌山県中央児童相談所」
「和歌山県障害児者サポートセンター」「和歌山県DV相談支援センター」に改編されました。

目 次

○組織の沿革	1
○組織と所管区域	3
○所掌事務(主なもの)	5
I 児童相談所の概要	6
1 業務内容	6
2 相談の種類と内容	8
3 相談業務の流れと関係機関	9
4 相談(受付・対応)の状況	10
(1) 概要	10
(2) 令和6年度相談種別対応件数	12
(3) 経路別受付件数	13
(4) 相談種別・市郡別受付件数	14
(5) 相談種別・年齢別受付件数	15
(6) 相談種別・年度別受付件数	18
5 相談の対応状況	21
(1) 相談種別対応件数	21
(2) 年度別対応件数	24
(3) 養護相談の理由別対応件数	27
(4) 虐待相談対応件数	28
6 里親の状況	30
(1) 里親の意義	30
(2) 本県における里親、里子の状況	30
(3) ファミリーホームについて	30
(4) 里親制度の充実に向けて	30
(5) 里親、ファミリーホームの登録数等	31
(6) 里親委託状況	32
(7) ファミリーホーム委託状況	32
7 判定指導業務の状況	33
(1) 判定実施状況	33
(2) 通所指導等実施状況	35
(3) 療育手帳判定実施状況	35
8 一時保護	36
(1) 一時保護の必要性	36
(2) 入所状況・退所状況	37
9 特別事業	41
(1) 家庭支援体制緊急整備促進事業	41
(2) 処遇困難事例検討会議等、弁護士相談について	42
(3) 児童相談所虐待対応ダイヤル相談業務及びSNS相談業務	43
10 保健師業務実績	44

【組織の沿革】

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター（昭和23年3月～令和6年3月）

○中央児童相談所

- ・昭和23年3月 和歌山県中央児童相談所を設置（和歌山市小人町）
- ・昭和24年3月 和歌山市湊通丁北一丁目2-1に新築（相談所及び一時保護所）
- ・昭和26年6月 相談所を2階に改築
- ・昭和38年10月 町村会館の火災により類焼した倉庫兼自転車置場を新築
- ・昭和42年9月 和歌山市湊通丁北二丁目6に新築移転

○身体障害者更生相談所

- 知的障害者更生相談所
- 肢体不自由者更生施設
- 身体障害者福祉センター
- ・昭和23年 和歌山県義肢製作所を設置（和歌山市洲崎町）
- ・昭和26年8月 和歌山県身体障害者更生相談所を設置（同上）
- ・昭和30年5月 和歌山県身体障害者更生指導所を設置（和歌山市湊470）
7月 更生指導所設置に伴い身体障害者更生相談所と義肢製作所を併設（同上）
- ・昭和35年9月 和歌山県精神薄弱者更生相談所を設置（同上）
- ・昭和46年8月 身体障害者更生指導所、同更生相談所、精神薄弱者更生相談所、義肢製作所を新築移転（和歌山市毛見1437-218）
- ・昭和47年9月 和歌山県身体障害者福利厚生ホームを設置（同上）
- ・昭和49年5月 上記組織を統合し、和歌山県身体障害者福祉センターを設置（同上）
11月 室内温水プールを設置（同上）
- ・平成元年4月 和歌山県身体障害者スポーツ協会事務局設置（移管）
- ・平成6年4月 義肢製作所を廃止

○和歌山県子ども・障害者相談センター

- ・平成7年10月 和歌山県身体障害者福祉センターと和歌山県中央児童相談所を統合し和歌山県子ども・障害者相談センターを設置（和歌山市毛見1437-218）
- ・平成17年6月 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）開設
- ・平成20年3月 肢体不自由者更生施設を廃止

○和歌山県女性相談所

- ・昭和32年4月 海草福祉事務所内に婦人相談所設置一時保護附設（和歌山市小松原通一丁目1）
- ・昭和60年4月 新築移転（和歌山市和歌浦東三丁目6-46）婦人保護施設を「なぐさホーム」に名称変更
- ・平成9年4月 「和歌山県婦人相談所」を「和歌山県女性相談所」に、「和歌山県婦人保護施設」を「和歌山県女性保護施設」に名称変更

○和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

- ・平成21年4月 和歌山県女性相談所を統合し、子ども・女性・障害者相談センターに改編
- ・平成23年5月 体育館改築
- ・平成24年4月 虐待対応課設置
- ・平成27年4月 課を再編し、子ども相談第一課、第二課及び家庭支援課を設置
- ・平成27年4月 性暴力救援センター運営業務を移管
- ・令和元年6月 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）休診
- ・令和6年3月31日 組織改編により「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」廃止

和歌山県中央児童相談所（令和6年4月～）

- ・令和6年4月 「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」を「和歌山県中央児童相談所」「和歌山県障害児者サポートセンター」「和歌山県DV相談支援センター」に改編
総務企画課、相談第一課、相談第二課、家庭支援課、心理判定課、一時保護課設置

和歌山県紀南児童相談所（昭和41年7月～）

- ・昭和41年7月 当時中央児童相談所分室であったが、紀南児童相談所として発足
- ・昭和42年10月 田辺市元町1849-7へ新築移転
- ・昭和44年2月 東牟婁総合庁舎内（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）に新宮分室設置
- ・昭和49年7月 治療棟を増築
- ・平成25年9月 田辺市新庄町3353-9に新築移転

福祉主事	5
囑託医	(1)
一時保護課長	1
主任	2
主査	4
副主査	1
福祉主事	10
宿直業務員(会任)	(8)
保育士(会任)	(2)
囑託医(一時保護所)	(1)

所管 区域	県内全域 (ただし、紀南児童相談所の所管区域を除く)	田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、 西牟婁郡及び東牟婁郡
----------	-------------------------------	--------------------------------

○所掌事務(主なもの)

1 中央児童相談所

総務企画課	<ul style="list-style-type: none">・ 庶務、会計、庁舎管理、総合企画、調整に関すること。・ 児童福祉法に基づく児童福祉施設負担金及び障害児施設入所給付費決定に関すること。・ 一時保護施設入所者の委託契約及び給食業務に関すること。
相談第一課 相談第二課	<ul style="list-style-type: none">・ 児童及び家庭に係る相談、支援、調整に関すること。・ 児童に係る社会診断、施設入所等に関すること。・ 児童虐待通告に対する緊急対応に関すること。
家庭支援課	<ul style="list-style-type: none">・ 児童及び家庭に係る相談、支援、調整に関すること。・ 里親委託及び里親関係の相談、調整、支援に関すること。・ 児童福祉施設に関すること。
心理判定課	<ul style="list-style-type: none">・ 児童に係る医学診断、心理診断及び心理治療に関すること。
一時保護課	<ul style="list-style-type: none">・ 児童の一時保護、生活指導、行動観察及び行動診断に関すること。

2 紀南児童相談所

庶務係	<ul style="list-style-type: none">・ 予算及び決算に関すること。・ 児童福祉法に基づく児童福祉施設負担金及び障害児施設入所給付費決定に関すること。・ 会計及びその他庶務並びに端末機の使用操作に関すること。
相談・判定係	<ul style="list-style-type: none">・ 児童の相談・判定に関すること。・ 虐待ケースの緊急対応に関すること。・ 療育手帳の判定及び交付に関すること。・ 里親に関すること。各種統計及び各種台帳の整理保管に関すること。
新宮分室	<ul style="list-style-type: none">・ 児童の相談・判定に関すること。・ 虐待ケースの緊急対応に関すること。・ 療育手帳の判定及び交付に関すること。・ 里親に関すること。各種統計及び各種台帳の整理保管に関すること。

I 児童相談所の概要

1 業務内容

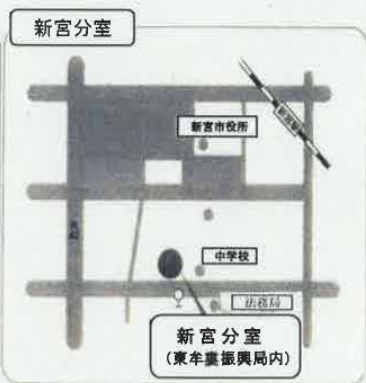
児童相談所は、児童福祉法第 12 条の規定により設置されている機関であり、18 歳未満の子ども及び妊産婦の福祉を増進するため、広域的な対応が必要な業務並びに専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ支援する。

また、市町村の相談援助活動において、児童相談所の専門的な知識及び技術を必要とする相談を受けた場合は、必要な技術的援助や助言を行う。

これらの相談は、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談に大別できる。業務の主なものは、以下のとおりである。

- (1) こどもに関する諸般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- (2) こども及びその家庭につき、指導上必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。
- (3) こども及びその保護者に対し、調査、判定に基づいて必要な指導、助言を行う。また、児童福祉司等による継続的な指導を実施する。
- (4) 必要に応じて、こどもを児童福祉施設に入所措置し、または里親や他の機関への委託を行いその福祉を図る。
また、状況によりこどもを一時保護し、観察・指導を実施する。
- (5) こどもの福祉を充実、促進するため巡回相談、母子通所指導も並行して実施する。
- (6) こどもの権利保護のため、一時保護解除後の家庭その他の環境調整等によりこどもの安全を確保する。
- (7) 里親に関する普及啓発、里親からの相談に応じる、里親への研修並びに里親相互の交流の場を提供するなどの里親に関する業務を実施する。
- (8) 養子縁組に関する相談・支援を実施する。

児童相談所管内区域図



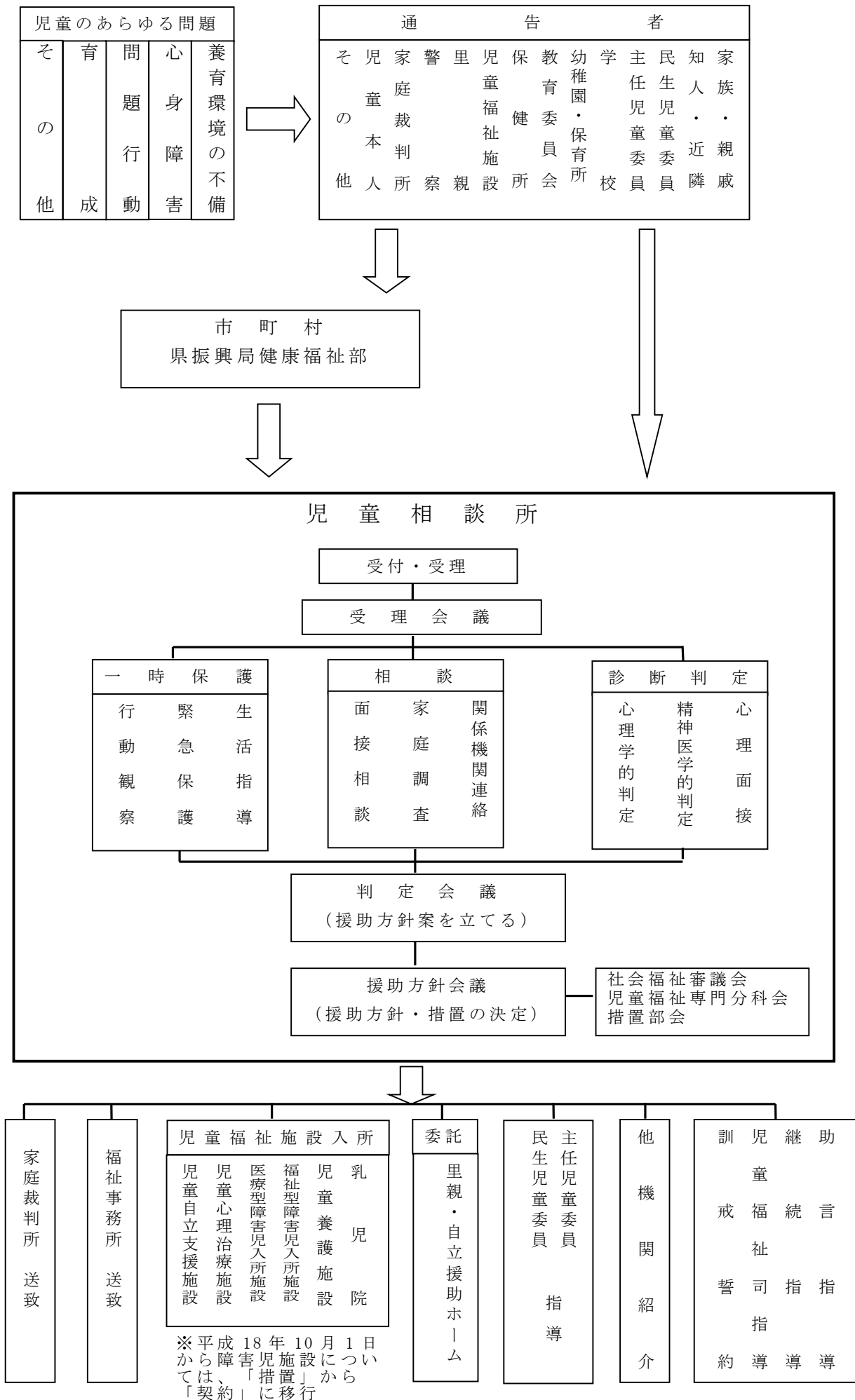
※令和6年4月1日より、「子ども・女性・障害者相談センター」は「中央児童相談所」「障害児者サポートセンター」「DV相談支援センター」にそれぞれ改編されました。

2 相談の種類と内容

種 別	内 容
養護相談	1 養護相談 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子供、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談。
保健相談	2 保健相談 未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有するこどもに関する相談。
障害相談	3 肢体不自由相談 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4 視聴覚障害相談 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	5 言語発達障害等相談 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有するこども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	6 重症心身障害相談 重症心身障害児（者）に関する相談。
	7 知的障害相談 知的障害児に関する相談。
	8 自閉症等相談 自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈するこどもに関する相談。
非行相談	9 ぐ犯等相談 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のないこどもに関する相談。
	10 触法行為等相談 触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	11 性格行動相談 こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有するこどもに関する相談。
	12 不登校相談 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	13 適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14 育児・しつけ相談 家庭内における幼児のしつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
	15 その他の相談 1～14 のいずれにも該当しない相談。

※法：児童福祉法

3 相談業務の流れと関係機関



4 相談（受付・対応）の状況

(1) 概要

県内2か所の児童相談所で取り扱った総相談件数は、令和5年度の4,597件に対し、令和6年度は1,010件減少の3,584件となった。

「虐待相談」は、令和5年度の2,164件に対し、令和6年度は67件減少の2,097件となった。特に警察からの通告件数は681件となっている。

「不登校相談」に関しては、通所あるいは家庭訪問などによる個別のケース相談が多い。

「家庭内暴力」については、ケースにより危機介入が必要な場合があり、児童精神科医の助言も得ながら、緊急避難的に一時保護を行い、親子関係の再構築を図るなどしている。

〈養護相談〉

相談件数は2,210件で、令和5年度より106件減少している。

養護相談のうち虐待相談は2,097件で令和5年度より95件減少、養護相談全体の約95%を占め、内訳は、乳幼児に関する相談が863件（41%）、小学生に関する相談が737件（33%）、中学生以上に関する相談が497件（22%）となっている。

主たる虐待の種別については、心理的虐待が最多で1,135件（54.1%）に上る。続いて身体的虐待が449件（21.4%）、ネグレクト（養育の放棄や怠慢）が429件（20.5%）、性的虐待が20件（1.0%）となっている。

虐待相談については、生命に関わるものも多く、児童相談所長の職権による一時保護を行い、医療機関、保健所、福祉事務所及び民生児童委員・主任児童委員、市町村、警察等の関係機関との連携を密にしたものが多かった。また、法的対応が必要なケース等重篤なものについては、弁護士からアドバイスを受けて援助方針を検討し、家庭裁判所に申立ても行った。

虐待相談以外の養護相談については、152件と令和5年度より15件増となっている。

〈障害相談〉

相談件数は590件で、全相談件数の約16%を占めている。そのうち療育手帳及び特別児童扶養手当申請に伴う知的障害相談（536件）が、障害相談件数の大半を占めている。

言語発達障害等相談（5件）は「ことばの遅れ」等を主訴としている。

肢体不自由相談（2件）は、就学前児童の治療や訓練に伴うものである。

他に発達障害相談（42件）、重症心身障害相談（5件）などがある。

発達につまずきのある児童には通所指導等を行っているが、各地域の通所事業等の広がりにより、当所への相談件数は減少している。

〈非行相談〉

相談件数は223件で、全相談件数の約11%となっている。

ぐ犯等相談では、不良交遊、外泊、家出、怠学などの相談が多い。また、その行動範囲は携帯電話使用等による広域化に加え、交流年令差の拡大傾向も目立っている。

触法行為等相談は、中学生が大部分を占めている。相談内容は、万引や窃盗が圧倒的に多い。

非行の特徴としては、グループによる遊び型非行が依然多く、罪悪感や葛藤を全く持たない子供が増えている。非行の背景として、学校不適應や家庭の養育機能の低下や社会環境の影響が大きい。継続的に指導を行う必要のあるケースが増加しているが、保護者の協力が得られなかったり、子供への動機づけを図るのが困難なケースも多い。

〈育成相談〉

相談件数は 494 件で、全相談件数の約 24%を占めている。内訳は、性格行動相談 245 件、適性相談 179 件、不登校相談 38 件、育児・しつけ相談 32 件の順となっている。

不登校相談は小学生高学年から中学生が多く、身体及び精神面で大きな変化を体験する思春期は、行動上の不適應をきたしやすく、つまずきの中から新しいやりかたを模索する時期と考えられる。

学童期の相談では、わがまま、落ちつきがない、パニックを起こすなど集団不適應に関する相談が多い。

触法行為等相談は、中学生が大部分を占めている。相談内容は、万引や窃盗が圧倒的に多い。

非行の特徴としては、グループによる遊び型非行が依然多く、罪悪感や葛藤を全く持たない子供が増えている。非行の背景として、学校不適應や家庭の養育機能の低下や社会環境の影響が大きい。継続的に指導を行う必要のあるケースが増加しているが、保護者の協力が得られなかったり、子供への動機づけを図るのが困難なケースも多い。

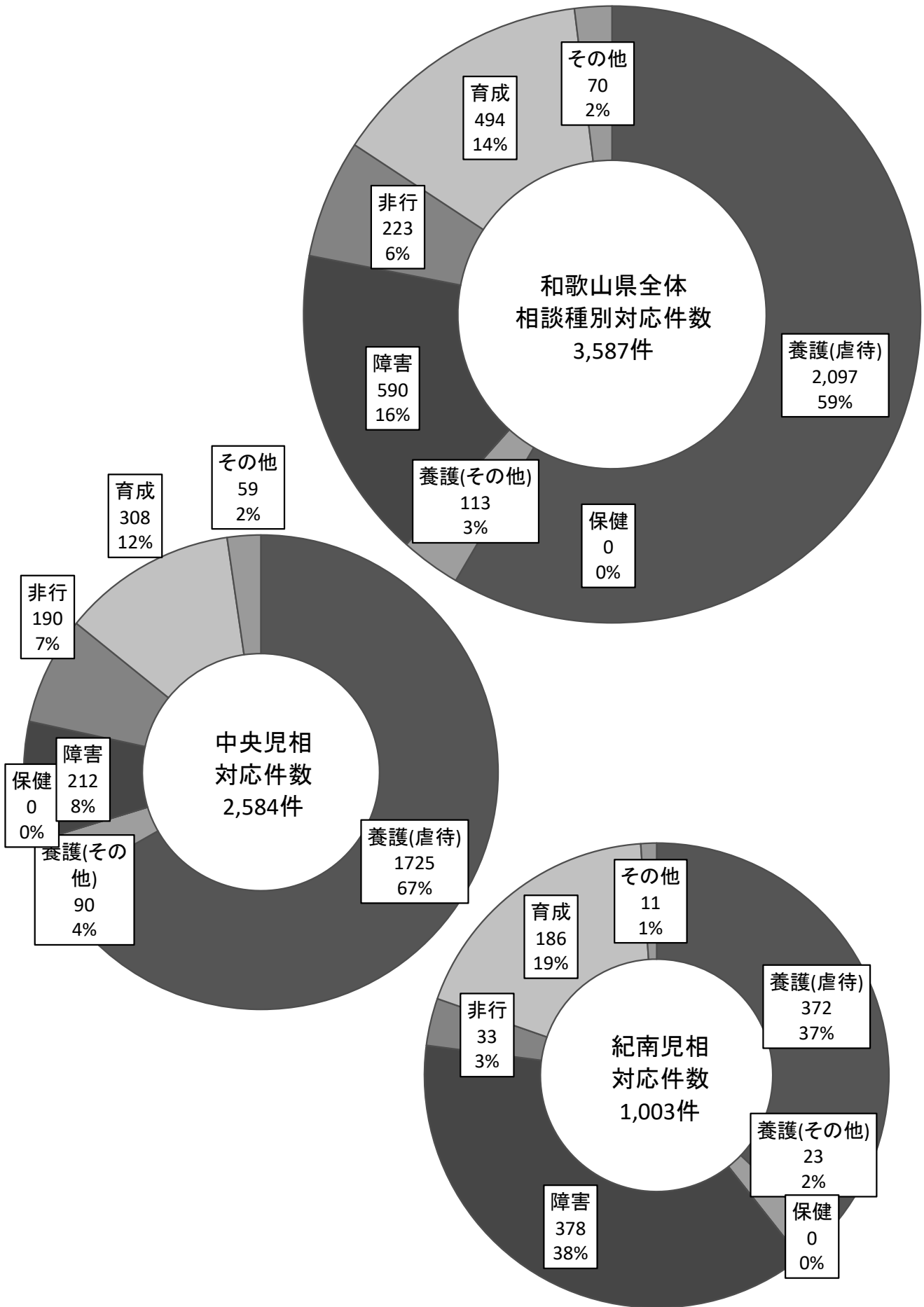
〈育成相談〉

相談件数は 519 件で、全相談件数の約 11%を占めている。内訳は、性格行動相談 268 件、適性相談 198 件、不登校相談 30 件、育児・しつけ相談 23 件の順となっている。

不登校相談は小学生高学年から中学生が多く、身体及び精神面で大きな変化を体験する思春期は、行動上の不適應をきたしやすく、つまずきの中から新しいやりかたを模索する時期と考えられる。

学童期の相談では、わがまま、落ちつきがない、パニックを起こすなど集団不適應に関する相談が多い。

(2) 令和6年度相談種別対応件数



(3) 経路別受付件数

(件)

		都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭 支援センター	認定こども園
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	民生児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関		
中央	男	119	32	1	7	74		1	163	2	23	1	3	
	女	135	12	3	11	53		3	106	2	16		6	
紀南	男	9	2		26	78		1	110	5	16			
	女	9	2		10	37		1	79		7		1	
合計	男	128	34	1	33	152		2	273	7	39	1	3	
	女	144	14	3	21	90		4	185	2	23		7	

(件)

		警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関		学校等			里親	(通告の 仲介を含む) 児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
中央	男	378	1	1	17		71	1	2		306	81	33	47	1,364
	女	351		1	18	2	110	3	5		208	74	47	47	1,213
紀南	男	79			9		107	5			112	23	2	1	585
	女	91		1	8	1	55	7	1		74	13	5	1	403
合計	男	457	1	1	26		178	6	2		418	104	35	48	1,949
	女	442		2	26	3	165	10	6		282	87	52	48	1,616

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

(4) 相談種別・市郡別受付件数

(件)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ				
中 央	和歌山市	871	53		1		1	1	106	8	83	45	110	16	32	8	36	1,371	
	海南市	104	3						15		4	1	6		2		3	138	
	紀の川市	117	7						2	13	2	9	11	22	3	3	1	2	192
	岩出市	201	12		1				21		9	6	22	5	7	5	4	293	
	橋本市	127	9						14	1		2	10	1	4	1	4	173	
	有田市	49	1						2		3	1	1				1	58	
	御坊市	52	1					1	1		3	1	7	1	1	1	1	70	
	海草郡	8	2						1					2				13	
	伊都郡	25						1	7	1	4		3		1			42	
	有田郡	83	1					1	7		2	1	8		4		3	110	
	日高郡一部	55	1						4		2		8	3	5	2	2	82	
	管轄外	29									3		3				3	38	
	不明	4																4	
計	1,725	90		2		3	4	191	12	122	68	200	31	59	18	59	2,584		
紀 南	田辺市	133	11					1	1	129	15	7	5	11	2	39	8	4	366
	新宮市	57								66	2	3	2	4	1	4			139
	日高郡一部	8								16	2	1		8		3	2	2	42
	西牟婁郡	79	4					1		76	3	9		15	2	21	4	1	215
	東牟婁郡	92	7							56	8	3	2	7	2	53		2	232
	管轄外	3	1						2		1							2	9
	不明																		
計	372	23					2	1	345	30	24	9	45	7	120	14	11	1,003	
合計	2,097	113		2		5	5	536	42	146	77	245	38	179	32	70	3,587		

* 電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

(5) 相談種別・年齢別受付件数

①和歌山県全体

(件)

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	(再掲)		中 央	紀 南
	虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け	い じ め		
0歳	167	9					1			1			1		179			150	29	
1歳	116	4				2	2						3		127			106	21	
2歳	120	7			1		2						5	1	136			111	25	
3歳	137	7					25			1	1	1	2		173			118	55	
4歳	97	9					18	2		5		1	2		134			98	36	
5歳	126	7			1		49	2	1	1	8	3	5	1	204			138	66	
6歳	100	7				1	44	3		11	1	19	1	1	188			122	66	
7歳	129	7			1		47	5	1	5	16	1	17	2	234	1		150	84	
8歳	117	2			2		19	2	1	1	15	3	19	1	183			130	53	
9歳	120	6				1	39	3	2	7	11	2	25	1	218	1		143	75	
10歳	140	3					53	1	3	4	19	1	13	1	242			175	67	
11歳	112	3	1				41	6	4	12	27	2	30		242			158	84	
12歳	119	3				1	44	4	12	11	19	4	15	1	237		1	150	87	
13歳	131	6					38	6	23	22	29	11	12	2	281	1	1	210	71	
14歳	115	7	1				38	2	37	8	32	7	10	2	260			192	68	
15歳	96	10					22	3	31	6	23	2	6	1	201			167	34	
16歳	82	4					23	1	19		17	3	3	2	155			117	38	
17歳	73	10					30	2	12		10	1	5		155			114	41	
18歳以上		2					1				1				34			35	3	
計	2,097	113		2	5	5	536	42	146	77	245	38	179	32	3,587	2	3	2,584	1,003	
中央	1,725	90		2	3	4	191	12	122	68	200	31	59	18	2,584		2			
紀南	372	23				2	345	30	24	9	45	7	120	14	1,003	1				

* 電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			育児・しつけ	いじめ	児童買春等
0歳	141	7									1			1		150			
1歳	101	2				2		1								106			
2歳	102	5						1						2	1	111			
3歳	106	5						5			1	1				118			
4歳	81	7						2			5	1	2			98			
5歳	99	5			1			19	1	1	7	3	2			138			
6歳	88	5						11			9	1	6	1	1	122			
7歳	100	6			1			14	2	1	3	14	1	3	2	3	150		
8歳	90	1			1			13	2	1	1	9	3	7	1	1	130		
9歳	96	6				1		11	1	2	6	7	1	11		1	143	1	
10歳	125	2						15		2	4	19		4		4	175		
11歳	96	2		1				12	3	2	10	22	2	4		4	158		
12歳	87	3				1		13	1	10	10	12	4	4	1	4	150		
13歳	113	6						12		20	20	24	9	4	1	1	210	1	
14歳	94	4		1				17	1	33	8	24	6	2	2		192		
15歳	77	9						17		29	6	21	2	4	1	1	167		
16歳	67	3						11	1	13		17	1	2	2		117		
17歳	62	10						17		8		7	1	3		6	114		
18歳以上		2										1				32	35		
計	1,725	90		2	3	4		191	12	122	68	200	31	59	18	59	2,584		2

③紀南児童相談所分

(件)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等
0歳	26	2						1								29			
1歳	15	2						1						3		21			
2歳	18	2			1		1							3		25			
3歳	31	2						20						2		55			
4歳	16	2						16	2							36			
5歳	27	2						30	1	1	1			3	1	66			
6歳	12	2					1	33	3		2		13			66			
7歳	29	1						33	3	2	2		14			84	1		
8歳	27	1			1			6			6		12			53			
9歳	24							28	2	1	4	1	14	1		75			
10歳	15	1						38	1	1		1	9	1		67			
11歳	16	1						29	3	2	2	5	26			84			
12歳	32							31	3	2	1	7	11			87	1		
13歳	18							26	6	3	2	5	2	8	1	71	1		
14歳	21	3						21	1	4		8	1	8	1	68			
15歳	19	1						5	3	2		2		2		34			
16歳	15	1						12		6		2	1		1	38			
17歳	11							13	2	4		3		2	6	41			
18歳以上								1							2	3			
計	372	23			2	1		345	30	24	9	45	7	120	14	11	1,003	2	1

(6) 相談種別・年度別受付件数

①和歌山県全体

(件・%)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等
H28年度	1,911	122		3		15	6	464	20	134	91	310	41	191	20	71	3,399		
比率	56.2	3.6		0.1		0.4	0.2	13.7	0.6	3.9	2.7	9.1	1.2	5.6	0.6	2.1	100.0		
H29年度	1,135	195	1	7		1	16	1,385	17	55	67	186	35	144	9	27	3,280	4	
比率	34.6	5.9	0.0	0.2		0.0	0.5	42.2	0.5	1.7	2.0	5.7	1.1	4.4	0.3	0.8	100.0	0.1	
H30年度	1,375	146		7		4	5	1,418	8	60	52	173	50	154	14	69	3,535	8	2
比率	38.9	4.1		0.2		0.1	0.1	40.1	0.2	1.7	1.5	4.9	1.4	4.4	0.4	2.0	100.0	0.2	0.1
R1年度	1,664	141	1	6		6	7	1,325	13	80	60	207	49	203	13	39	3,814	1	1
比率	43.6	3.7	0.0	0.2		0.2	0.2	34.7	0.3	2.1	1.6	5.4	1.3	5.3	0.3	1.0	100.0	0.0	0.0
R2年度	1,750	152		1		8	10	952	3	47	51	176	21	137	15	53	3,376	2	1
比率	51.8	4.5		0.0		0.2	0.3	28.2	0.1	1.4	1.5	5.2	0.6	4.1	0.4	1.6	100.0	0.1	0.0
R3年度	1,815	123		6		1	2	1,726	10	90	59	206	40	190	8	70	4,346		
比率	41.8	2.8		0.1		0.0	0.0	39.7	0.2	2.1	1.4	4.7	0.9	4.4	0.2	1.6	100.0		
R4年度	2,094	137		6		4	7	1,220	28	68	77	236	43	242	15	59	4,236		
比率	49.4	3.2		0.1		0.1	0.2	28.8	0.7	1.6	1.8	5.6	1.0	5.7	0.4	1.4	100.0		
R5年度	2,164	152	2	7		6	9	1,288	74	149	79	274	29	202	26	57	4,518	4	
比率	47.9	3.4	0.0	0.2		0.1	0.2	28.5	1.6	3.3	1.7	6.1	0.6	4.5	0.6	1.3	100.0	0.1	
R6年度	2,097	113		2		5	5	536	42	146	77	245	38	179	32	70	3,587	2	1
比率	58.5	3.2		0.1		0.1	0.1	14.9	1.2	4.1	2.1	6.8	1.1	5.0	0.9	2.0	100.0	0.1	0.0

*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件・%)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等
H29年度	件数	902	164	1	5	1	14	1,137	2	43	56	61	16	60	4	10	2,476		
	比率	36.4	6.6	0.0	0.2	0.0	0.6	45.9	0.1	1.7	2.3	2.5	0.6	2.4	0.2	0.4	100.0		
H30年度	件数	1,141	113		5	3	4	1,162	4	36	38	67	20	52	13	41	2,699	2	
	比率	42.3	4.2		0.2	0.1	0.1	43.1	0.1	1.3	1.4	2.5	0.7	1.9	0.5	1.5	100.0	0.1	
R1年度	件数	1,339	101	1	6	4	7	1,077	6	58	50	95	27	38	11	27	2,847		1
	比率	47.0	3.5	0.0	0.2	0.1	0.2	37.8	0.2	2.0	1.8	3.3	0.9	1.3	0.4	0.9	100.0		0.0
R2年度	件数	1,429	112		1	8	8	742	2	38	43	94	8	12	13	33	2,543	1	1
	比率	56.2	4.4		0.0	0.3	0.3	29.2	0.1	1.5	1.7	3.7	0.3	0.5	0.5	1.3	100.0	0.0	0.0
R3年度	件数	1,483	91		6	1	2	1,311	7	72	46	99	27	25	6	55	3,231		
	比率	45.9	2.8		0.2	0.0	0.1	40.6	0.2	2.2	1.4	3.1	0.8	0.8	0.2	1.7	100.0		
R4年度	件数	1,755	107		6	2	6	1,003	7	54	68	182	26	66	11	47	3,340		
	比率	52.5	3.2		0.2	0.1	0.2	30.0	0.2	1.6	2.0	5.4	0.8	2.0	0.3	1.4	100.0		
R5年度	件数	1,782	122	2	6	1	9	1,030	2	133	76	211	22	58	26	50	3,530	2	
	比率	50.5	3.5	0.1	0.2	0.0	0.3	29.2	0.1	3.8	2.2	6.0	0.6	1.6	0.7	1.4	100.0	0.1	
R6年度	件数	1,725	90		2	3	4	191	12	122	68	200	31	59	18	59	2,584		
	比率	66.8	3.5		0.1	0.1	0.2	7.4	0.5	4.7	2.6	7.7	1.2	2.3	0.7	2.3	100.0		

*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

③紀南児童相談所分

(件・%)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等	
H28年度	件数	186	32		1		12	2	273	8	12	23	110	10	132	2	12	815		
	比率	22.8	3.9		0.1		1.5	0.2	33.5	1.0	1.5	2.8	13.5	1.2	16.2	0.2	1.5	100.0		
H29年度	件数	233	31		2			2	248	15	12	11	125	19	84	5	17	804	4	
	比率	29.0	3.9		0.2			0.2	30.8	1.9	1.5	1.4	15.5	2.4	10.4	0.6	2.1	100.0	0.5	
H30年度	件数	234	33		2		1	1	256	4	24	14	106	30	102	1	28	836	6	2
	比率	28.0	3.9		0.2		0.1	0.1	30.6	0.5	2.9	1.7	12.7	3.6	12.2	0.1	3.3	100.0	0.7	0.2
R1年度	件数	325	40				2		248	7	22	10	112	22	165	2	12	967	1	
	比率	33.6	4.1				0.2		25.6	0.7	2.3	1.0	11.6	2.3	17.1	0.2	1.2	100.0	0.1	
R2年度	件数	321	40					2	210	1	9	8	82	13	125	2	20	833	1	
	比率	38.5	4.8					0.2	25.2	0.1	1.1	1.0	9.8	1.6	15.0	0.2	2.4	100.0	0.1	
R3年度	件数	332	32						415	3	18	13	107	13	165	2	15	1,115		
	比率	29.8	2.9						37.2	0.3	1.6	1.2	9.6	1.2	14.8	0.2	1.3	100.0		
R4年度	件数	339	30			2	1		217	21	14	9	54	17	176	4	12	896		
	比率	37.8	3.3			0.2	0.1		24.2	2.3	1.6	1.0	6.0	1.9	19.6	0.4	1.3	100.0		
R5年度	件数	382	30		1		5		258	72	16	3	63	7	144		7	988	2	1
	比率	38.7	3.0		0.1		0.5		26.1	7.3	1.6	0.3	6.4	0.7	14.6		0.7	100.0		0.1
R6年度	件数	372	23				2	1	345	30	24	9	45	7	120	14	11	1,003	2	1
	比率	37.1	2.3				0.2	0.1	34.4	3.0	2.4	0.9	4.5	0.7	12.0	1.4	1.1	100.0		0.1

*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

5 相談の対応状況

(1) 相談種別対応件数

①和歌山県全体

(件)

		対応件数 (年度中)															未対応件数	中 央	紀 南		
		面接指導					児童福祉施設 入所	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)				児童福祉施設 入所 法第27条の3による 家庭裁判所送致(再掲)	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童委員指導															
養護	虐待	1,529	273	18	33		16			53				10		98	2,030	129	1,664	366	
	その他	44	18	1	7				21					5		29	125	18	100	25	
保健																					
障害相談	肢体															2	2		2		
	視聴覚																				
	言語	3														2	5		3	2	
	重症															4	1	5	4		
	知的	319	1				1									10	126	457	70	129	328
	自閉症	22	1													16	39	3	10	29	
非行	ぐ犯	47	45	5	2			24	7					1		10	141	16	117	24	
	触法	15	13					25	3							10	66	19	58	8	
育成相談	性行	98	57	3			4	4	3							69	238	27	191	47	
	不登校	22	12													4	38	6	30	8	
	適性	129														50	179	9	60	119	
	しつけ	24	4				2									3	33	2	19		
その他		6	1						1							47	55	4	44	11	
計		2,258	425	27	42		23		53	88				16		16	465	3,413	303	2,431	982
再掲	いじめ	2																2		1	
	児童買春	1	1													1	3			1	
中 央		1,518	314	20	34		17		50	78				14		14	372	2,431			
紀 南		740	111	7	8		6		3	10				2		2	93	982			

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件)

		対応件数（年度中）													未対応件数				
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託		法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所							
養護	虐待	1,277	186	13	26		10							9		96	1,664	104	
	その他	25	16		6									4		29	100	14	
保健																			
障害相談	肢体															2		2	
	視聴覚																		
	言語	1														2		3	
	重症															3	1	4	
	知的	44	1				1									9	74	129	51
	自閉症	4	1													5	10	2	
非行	ぐ犯	35	36	4	2				24	5				1		10	117	15	
	触法	13	10						22	3						10	58	16	
育成相談	性行	64	48	3			4		4	2						66	191	22	
	不登校	15	11													4	30	5	
	適性	27														33	60	3	
	しつけ	10	4				2									3	19	2	
その他		3	1							1						39	44	4	
計		1,518	314	20	34		17		50	78				14	14	372	2,431	238	
再掲	いじめ																		
	児童買春																		

③紀南児童相談所分

(件)

		対応件数（年度中）													未対応件数				
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託		法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	通所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）							
養護	虐待	252	87	5	7		6			6				1			2	366	25
	その他	19	2	1	1					1				1				25	4
保健																			
障害相談	肢体																		
	視聴覚																		
	言語	2																2	
	重症															1			
	知的	275														1	52	328	19
	自閉症	18															11	29	1
非行	ぐ犯	12	9	1						2								24	1
	触法	2	3						3									8	3
育成相談	性行	34	9							1							3	47	5
	不登校	7	1															8	1
	適性	102															17	119	6
	しつけ	14																	
その他		3															8	11	
計		740	111	7	8		6		3	10				2		2	93	982	65
再掲	いじめ	1																1	
	児童買春	1																1	

(2) 年度別対応件数

①和歌山県全体

(件・%)

		対応件数(年度中)															未対応件数		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知(知的障害者・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約		その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)	通所							
H28年度	件数	2,043	408	26	35		17		54	99				20		20	514	3,236	276
	比率	64.0	13.0	1.0	2.0		1.0		2.0	4.0				1.0		1.0	16.0	100.0	9
H29年度	件数	2,073	520	33	4		2		25	101				20	1	29	470	3,278	247
	比率	63.2	15.9	1.0	0.1		0.1		0.8	3.1				0.6	0.0	0.9	14.3	100.0	8
H30年度	件数	2,380	460	60	27		2		30	69				16		26	397	3,467	194
	比率	69.0	14.0	2.0	1.0		1.0		1.0	2.0				1.0		1.0	12.0	100.0	6
R1年度	件数	2,689	540	43	23		2		26	89				14	2	19	338	3,785	209
	比率	72.0	15.0	2.0	1.0		1.0		1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	9.0	100.0	6
R2年度	件数	2,096	592	50	61		6		41	64				13	1	21	258	3,203	293
	比率	66.0	19.0	2.0	2.0		1.0		2.0	2.0				1.0	1.0	1.0	9.0	100.0	10
R3年度	件数	3,058	516	60	60		10		49	88		1		11		21	391	4,265	284
	比率	72.0	13.0	2.0	2.0		1.0		2.0	3.0		1.0		1.0		1.0	10.0	100.0	7
R4年度	件数	3,494	634	43	59		15		38	100				16		18	612	5,029	544
	比率	70.0	13.0	1.0	2.0		1.0		1.0	2.0				1.0		1.0	13.0	100.0	11
R5年度	件数	3,151	487	69	53		12		54	94				21		20	636	4,597	103
	比率	69.0	11.0	2.0	2.0		1.0		2.0	3.0				1.0		1.0	14.0	100.0	3
R6年度	件数	2,258	425	27	42		23		53	88				16		16	465	3,413	103
	比率	67.0	13.0	1.0	2.0		1.0		2.0	3.0				1.0		1.0	14.0	100.0	4

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

(4) 虐待相談対応件数

①虐待相談の経路

(件)

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童 センター 家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関	
	児童相談所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関
中央	139	38	110		4	235	4	11		6		540		1	31
紀南	5	7	34			60	3	3		9		141			2
計	144	45	144		4	295	7	14		15		681		1	33

	学 校 等			里 親 （ 通告の 仲介を 含む） 児童 委員	家 族						親 戚	近 隣・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等		虐 待 者 本 人			虐 待 者 以 外							
					父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
中央	2	161	2		4	41		22	18	9	19	143	58	66	1,664
紀南		24	7		1	6		2	5	17	9	18	12	1	366
計	2	185	9		5	47			23	26	28	161	70	67	2,030

②虐待相談の主な虐待者

(件)

	実父	実父以外 の父	実母	実母以外 の母	その他	合計
中央	665	39	896	5	59	1,664
紀南	150	20	177	1	18	366
計	815	56	1,205	6	52	2,134

③被虐待児の年齢・相談種別

(件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
0歳	中央	8		82	36	126
	紀南	1	1	10	12	24
	計	9	1	92	48	150
1歳	中央	14		66	16	96
	紀南	2		9	6	17
	計	16		75	22	113
2歳	中央	24		57	17	98
	紀南	1		8	9	18
	計	25		65	26	116
3歳	中央	13		71	16	100
	紀南	4	2	18	7	31
	計	17	2	89	23	131
4歳	中央	19		49	8	76
	紀南			8	4	12
	計	19		57	12	88
5歳	中央	29		51	21	101
	紀南	7	1	15	4	27
	計	36	1	66	25	128
6歳	中央	26		46	11	83
	紀南	1		9	2	12
	計	27		55	13	95
7歳	中央	27	1	48	19	95
	紀南	4		18	4	26
	計	31	1	66	23	121

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
8歳	中央	22	1	50	15	88
	紀南	4		21	2	27
	計	26	1	71	17	115
9歳	中央	18	1	43	19	81
	紀南	4		13	5	22
	計	22	1	56	24	103
10歳	中央	29	2	62	34	127
	紀南	4		11	3	18
	計	33	2	73	37	145
11歳	中央	26		63	11	100
	紀南	9		4	4	17
	計	35		67	15	117
12歳	中央	17		39	24	80
	紀南	7		12	6	25
	計	24		51	30	105
13歳	中央	36	5	53	22	116
	紀南	7		10	7	24
	計	43	5	63	29	140
14歳	中央	23		37	24	84
	紀南	3	1	10	7	18
	計	26	1	47	31	102
15歳	中央	16	2	42	19	79
	紀南	8		6	4	18
	計	24	2	48	23	97
16歳	中央	14		38	12	64
	紀南	4	2	10	3	19
	計	18	2	48	15	83
17歳	中央	13	1	41	11	66
	紀南	4		4	3	11
	計	17	1	45	14	77
18歳	中央	1		1	2	4
	紀南					
	計	1		1	2	4
合計	中央	375	13	939	337	1,664
	紀南	74	7	196	92	369
	計	449	20	1,135	429	2,033

④立入調査・警察官への援助要請件数 (件)

	立入調査	援助要請
中央	1	4
紀南		

⑤親権・後見人関係 (件)

		法第28条第1項 第1号・第2号 による措置	親権喪 失審判 の請求	親権停 止審判 の請求	後見人 選任の 請求	後見人 解任の 請求
請求 件数	中央					
	紀南					
承認 件数	中央					
	紀南					

(3) 養護相談の理由別対応件数

①和歌山県全体

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所			1	1	53	8	11	74	3.4%
里親委託					10	2	3	15	0.7%
面接指導		2	3	8	1,820	29	21	1,883	86.9%
その他					147	7	29	183	8.4%
計		2	4	21	2,030	46	64	2,167	100.0%
比率		0.1%	0.2%	1.0%	93.7%	2.1%	3.0%	100.0%	
中央児童相談所	5	7		19	1,809	26	72	1,938	89.4%
紀南児童相談所		3		2	383	19		407	18.8%

30

<再掲>虐待うち児童福祉施設入所の内訳

(件)

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童障害児短期治療施設	その他	計	比率
中央児童相談所	29	4		4	7	44	74.6%
紀南児童相談所	12	1			2	15	25.4%
計	41	5		4	9	59	100.0%
比率	69.5%	8.5%		6.8%	15.3%	100.0%	

②中央児童相談所分

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所			1		47	8	11	67	3.8%
里親委託					9	2	2	13	0.7%
面接指導			3	3	1,476	19	16	1,517	86.0%
その他					132	6	29	167	9.5%
計			4	3	1,664	35	58	1,764	100.0%

③紀南児童相談所分

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所				1	6			7	1.8%
里親委託					1		1	2	0.5%
面接指導		2		5	344	10	5	366	93.6%
その他					15	1		16	4.1%
計		2		6	366	11	6	391	100.0%

(4) 虐待相談対応件数

①虐待相談の経路

(件)

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童 センター 児童 家庭支援	認定 こども園	警察等	家庭 裁判所	保健所及び 医療機関	
	児童 相談所	その他	福祉 事務所	児童 委員	保健 センター	その他	保育 所	児童 福祉 施設	指定 医療 機関					保健 所	医療 機関
中央	139	38	110		4	235	4	11		6		540		1	31
紀南	5	7	34			60	3	3		9		141			2
計	144	45	144		4	295	7	14		15		681		1	33

	学 校 等			里 親 (通告の 仲介を 含む) 児童 委員	家 族						親 戚	近 隣・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等		虐 待 者 本 人			虐 待 者 以 外							
					父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
中央	2	161	2		4	41		22	18	9	19	143	58	66	1,664
紀南		24	7		1	6		2	5	17	9	18	12	1	366
計	2	185	9		5	47			23	26	28	161	70	67	2,030

②虐待相談の主な虐待者

(件)

	実父	実父以外 の父	実母	実母以外 の母	その他	合計
中央	665	39	896	5	59	1,664
紀南	150	20	177	1	18	366
計	815	56	1,205	6	52	2,134

③被虐待児の年齢・相談種別

(件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
0歳	中央	8		82	36	126
	紀南	1	1	10	12	24
	計	9	1	92	48	150
1歳	中央	14		66	16	96
	紀南	2		9	6	17
	計	16		75	22	113
2歳	中央	24		57	17	98
	紀南	1		8	9	18
	計	25		65	26	116
3歳	中央	13		71	16	100
	紀南	4	2	18	7	31
	計	17	2	89	23	131
4歳	中央	19		49	8	76
	紀南			8	4	12
	計	19		57	12	88
5歳	中央	29		51	21	101
	紀南	7	1	15	4	27
	計	36	1	66	25	128
6歳	中央	26		46	11	83
	紀南	1		9	2	12
	計	27		55	13	95
7歳	中央	27	1	48	19	95
	紀南	4		18	4	26
	計	31	1	66	23	121

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
8歳	中央	22	1	50	15	88
	紀南	4		21	2	27
	計	26	1	71	17	115
9歳	中央	18	1	43	19	81
	紀南	4		13	5	22
	計	22	1	56	24	103
10歳	中央	29	2	62	34	127
	紀南	4		11	3	18
	計	33	2	73	37	145
11歳	中央	26		63	11	100
	紀南	9		4	4	17
	計	35		67	15	117
12歳	中央	17		39	24	80
	紀南	7		12	6	25
	計	24		51	30	105
13歳	中央	36	5	53	22	116
	紀南	7		10	7	24
	計	43	5	63	29	140
14歳	中央	23		37	24	84
	紀南	3	1	10	7	18
	計	26	1	47	31	102
15歳	中央	16	2	42	19	79
	紀南	8		6	4	18
	計	24	2	48	23	97
16歳	中央	14		38	12	64
	紀南	4	2	10	3	19
	計	18	2	48	15	83
17歳	中央	13	1	41	11	66
	紀南	4		4	3	11
	計	17	1	45	14	77
18歳	中央	1		1	2	4
	紀南					
	計	1		1	2	4
合計	中央	375	13	939	337	1,664
	紀南	74	7	196	92	369
	計	449	20	1,135	429	2,033

④立入調査・警察官への援助要請件数 (件)

	立入調査	援助要請
中央		
紀南		

⑤親権・後見人関係 (件)

		法第28条第1項 第1号・第2号 による措置	親権喪 失審判 の請求	親権停 止審判 の請求	後見人 選任の 請求	後見人 解任の 請求
請求 件数	中央					
	紀南					
承認 件数	中央					
	紀南					

6 里親の状況

(1) 里親の意義

こどもは、温かい家庭で愛され大切に育てられながら、健やかに成長していくのが理想であるが、中には虐待や親の病気、離婚など様々な事情により、家庭で育つことが難しいこどももいる。

里親制度は、そのようなこどもを、深い愛情と正しい理解をもって養育してくれる里親家庭に委託し、家族・親子関係を中心とした家庭養育を行う児童福祉の制度である。

こどもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要である。個別的な関わりを行う里親制度は愛着形成においてもすぐれたものとされている。

平成 16 年の児童福祉法改正においては、里親の定義規定を設けるとともに、里親の監護・教育権が新たに認められるなど、社会的養護における里親の重要性がより一層明確化された。

(2) 本県における里親、里子の状況

令和 6 年度の新規里親登録数は 24 件、里親登録総数は 203 件となった。

また、委託状況については、令和 6 年度に新たに委託した児童は 24 名、委託解除した児童は 31 名であった。

最近の特徴として、虐待を受けたこども、思春期を迎えたこども等の委託が多く、このようなこども達を家庭的な環境の中できめ細やかに養育することの有用性を、改めて認識させられたところである。

(3) ファミリーホームについて

平成 23 年に 1 箇所、平成 24 年度に 1 箇所、平成 25 年度に 1 箇所、平成 28 年度に 2 箇所、平成 29 年度に 2 箇所、令和元年度に 1 箇所、令和 6 年度に 1 箇所のファミリーホームが立ち上がったものの、令和 2 年度、令和 3 年度にそれぞれ 1 箇所廃止となり、令和 5 年度末に 6 箇所、令和 6 年度末現在、7 箇所 20 名の児童が入所している。

(4) 里親制度の充実に向けて

こどもの健全な育成のためには、そのこどもを心から理解し、温かく見守る、愛情に溢れた家庭の存在意義は大きく、また、こどもを取りまく環境が深刻化している現代社会において、里親制度に期待される役割は大きくなってきている。こども達に安心して生活できる家庭養育環境を提供するために、より多くの里親の登録が望まれる。

本県では、令和 6 年度末現在で 17 名の専門里親の登録がある。児童虐待等の問題の深刻化に伴い、よりきめ細やかなケアが必要なこどもが増加し、専門里親への期待は、より一層高まっている。

こども達へのきめ細やかな関わりが求められる中、里親の養育機能の向上が重要となってくるが、個々の養育支援とともに、和歌山県里親会においても、研修会や里親間の意見交換を活発に行っている。

(5) 里親、ファミリーホームの登録数等

(令和7年3月31日現在)

① 郡市別・種別件数(里親、ファミリーホーム)

郡市別 /種別	中央児童相談所管内												県外	紀南児童相談所管内					合計
	和歌山市	海南市	紀の川市	岩出市	橋本市	有田市	御坊市	海草郡	伊都郡	有田郡	一部 日高郡	田辺市		新宮市	日高郡一部	西牟婁郡	東牟婁郡		
登録数 (件)	里親	71	6	16	22	14	3	3	2	6	8	7	1	13	8	2	10	11	203
	FH	2	0	0	2	1	0	1	0	1	1	0		0	0	0	0	0	8
	計	73	6	16	24	15	3	4	2	7	9	7	1	13	8	2	10	11	211
委託先 (箇所)	里親	10	0	2	1	1	1	0	1	1	2	5	1	2	0	0	1	4	32
	FH	2	0	0	2	0	0	1	0	1	1	0		0	0	0	0	0	7
	計	12	0	2	3	1	1	1	1	2	3	5	1	2	0	0	1	4	39
委託児 (人)	里親	13	0	3	1	1	0	0	1	1	5	10	2	2	0	0	1	4	44
	FH	6	0	0	5	0	0	1	0	3	5	0		0	0	0	0	0	20
	計	19	0	3	6	1	0	1	1	4	10	10	2	2	0	0	1	4	64

※登録・委託里親は世帯数

(6) 里親委託状況

(令和7年3月31日現在)

① 年齢別・性別件数

(人)

年齢/性別	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校、 大学、 専門学校	計	合計
男	2	5	8	3	4	22	44
女	2	2	8	7	3	22	

② 里親の措置・解除件数

(人)

年度内措置	男	9	年度内解除	養子縁組のため	2
	女	15		家庭へ引き取り	0
				就職自立	4
				措置変更	21
				その他	4

③ 過去の里親委託・解除件数

(ア) 委託児童件数 (件)

(イ) 里親新規登録・登録解除件数 (件)

年度	年度内措置	年度内解除
R2	7	6
R3	8	9
R4	14	9
R5	16	12
R6	24	31

年度	年度内新規登録	年度内登録解除
R2	30	3
R3	18	7
R4	20 (2)	10
R5	21 (1)	8 (2)
R6	16	14

※ () は専門里親

(7) ファミリーホーム委託状況

(令和7年3月31日現在)

① 年齢別・性別件数

(件)

年齢/性別	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校、 大学、 専門学校	計	合計
男	0	0	3	2	1	6	20
女	0	3	4	4	3	14	

② ファミリーホームの入所・退所件数

(人)

年度内入所	男	0	年度内退所	養子縁組のため	0
	女	4		家庭へ引き取り	0
				就職自立	1
				措置変更	3
				その他	1

7 判定指導業務の状況

(1) 判定実施状況

判定件数の内訳は知的障害の判定が大半を占め、その半数が療育手帳等の福祉制度の活用のための判定である。また、ことばの遅れや発達障害の疑いを主訴とした発達相談の中で実施される判定の占める割合も大きい。

①判定実施件数

(件)

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理治療・カウンセリング				
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察・指導		医師	心理判定員	児童福祉司	その他の所員	
児童	中央	8,627	137	0	0	261	71	395	17	3,618	23	18	2,941	1,218	14
	紀南	2,177	90	7	17	306	174	64	4	1,130	0	43	560	117	85
保護者	中央	11,961	28	0	0	0	0	0	0	460	186	2	316	1,706	14
	紀南	6,084	25	0	0	0	0	0	0	661	0	12	85	138	1
その他	中央	18,643	84	0	0	0	0	0	0	458	198	9	577	2,287	12
	紀南	11,455	33	0	0	0	0	0	0	290	0	8	78	41	0
計	中央	39,231	249	0	0	261	71	395	17	4,536	407	29	3,834	5,211	40
	紀南	19,716	148	7	17	306	174	64	4	2,081	0	63	723	296	86
合計		58,947	397	7	17	567	245	459	21	6,617	407	92	4,557	5,507	126

②1歳6ヶ月児精密検査件数

(件)

種別	養護	保健	肢体不自由	言語障害	しつけ	知的障害	重心	性格行動	適性	自閉症	その他	計
中央児童相談所												0

③3歳児精密検査件数

(件)

種別	養護	保健	肢体不自由	言語障害	しつけ	知的障害	重心	性格行動	適性	自閉症	その他	計
中央児童相談所												0

④心理学的検査の実施件数内訳

(件)

検査名		管轄別	中央児童相談所	紀南児童相談所	合計
		A B/A)	1,629 (0.45)	478 (1.15)	2,107 (0.61)
知能検査および発達検査	田 中 ビ ネ ー		21	131	152
	ウ エ ク ス ラ ー 式		240	175	415
	新 版 K 式		71	126	197
	K I D S		0	10	10
	グッドイナフ人物画知能検査		0	0	0
	S M 社会生活能力検査		0	38	38
	そ の 他		0	0	0
	小 計		332	480	812
人格検査	S C T		104	9	113
	P F ス タ デ ィ		0	5	5
	H T P		6	5	11
	バ ウ ム		121	16	137
	人 物 画		106	5	111
	動 的 家 族 画		47	3	50
	ロ ー ル シ ャ ッ ハ		0	0	0
	そ の 他		0	21	21
	小 計		384	64	448
その他の検査	B G T		0	0	0
	I T P A		0	0	0
	そ の 他		17	4	21
	小 計		17	4	21
合計		B	733	548	1,281

(2) 通所指導等実施状況

通所指導では、発達に遅れが見られる児童等を対象とした発達相談、非行・不登校・性格行動等の相談ケースを対象とした心理療法中心の指導を行っている。

①心理療法中心のケース指導

非行、不登校、性格行動の相談ケースについては、従来より心理学的アプローチが重視されており、この3項目については他の相談ケースとは区別して実施状況を再掲する。

◎郡市別実施状況

(人)

郡市名	和歌山市	海南市 海草郡	岩出市	紀の川市	橋本市 伊都郡	有田市 有田郡	御坊市 日高郡の 一部	その他	合計
対象児童数	899	60	99	54	119	48	170	0	1,449
延児童数	3,431	216	610	468	421	442	636	0	6,224

(3) 療育手帳判定実施状況

①療育手帳程度別件数

計	件数	93	163	215	676	103	1,250
	比率	7.4%	13.0%	17.2%	54.1%	8.2%	100.0%
中央児童 相談所	件数	69	134	175	516	80	974
	比率	7.1%	13.8%	18.0%	53.0%	8.2%	100.0%
紀南児童 相談所	件数	24	29	40	160	23	276
	比率	8.7%	10.5%	14.5%	58.0%	8.3%	100.0%

②郡市別 療育手帳判定件数 (件)

郡市名	療育手帳	郡市名	療育手帳
和歌山市	457	海草郡	14
海南市	59	伊都郡	30
岩出市	90	有田郡	70
紀の川市	78	日高郡	61
橋本市	70	西牟婁郡	64
有田市	31	東牟婁郡	36
御坊市	23	計	275
田辺市	117	県外	1
新宮市	49		
計	974		

8 一時保護

(1) 一時保護の必要性

ア 緊急保護

(ア) 適当な保護者又は宿所がないため緊急に該当児童を保護する必要がある場合。

(イ) 虐待、放任等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合。

イ 行動観察

一時保護された児童の適切かつ具体的な処遇方針を定めるため、一時保護による十分な行動観察及び生活指導を行う必要がある場合。

ウ 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合。

年度別一時保護状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度からの繰越人員	22	24	33	46	21
当該年度新規保護人員	296	304	374	404	415
年間保護実人員	318	328	407	450	436
年間保護延人員	10,468	12,005	12,463	13,826	13,478
一人平均保護日数	32.9	36.6	30.6	30.7	30.9
一日平均保護人員	28.7	32.9	34.1	37.8	36.9
最長保護日数	◇312	△365	※327	☆431	□293
一日最多保護人数	38	47	52	51	51
保護児最低年齢	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
保護児最高年齢	18歳	18歳	17歳	17歳	18歳

◇印、令和元年度より継続保護で令和2年度中に終了。

△印、令和2年度より継続保護で令和3年度中に終了。

※印、令和3年度より継続保護で令和4年度中に終了。

☆印、令和4年度より継続保護で令和5年度中に終了。

□印、令和5年度より継続保護で令和6年度中に終了。

(2) 入所状況・退所状況

《入所状況》

① 相談種別・性別入所状況

令和6年度の新規入所児対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。(人)

		養護		非行		育成			障害		保健・ その他	計
		虐待	その他	ぐ犯	触法	性行	不登校	その他	知的	その他		
中 央	男	108	25	16	3	14	2	4	3	1	0	176
	女	126	20	25	5	12	0	2	0	0	0	190
紀 南	男	30	1	5	0	1	0	0	0	0	0	37
	女	24	2	6	0	1	0	0	0	0	0	33
計		288	48	52	8	28	2	6	3	1	0	436

・委託一時保護含む

《退所状況》

② 性別退所状況

令和6年度の退所児対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。(人)

		児童福祉 施設(※1)	帰宅 (※2)	里親 委託	他機関等 (※3)	その他 (※4)	計(※5)
		中 央	男	31	80	3	8
	女	30	67	5	14	62	178
紀 南	男	3	8	1	5	16	33
	女	6	14	0	3	9	32
計		70	169	9	30	133	411

・委託一時保護含む。

(※1) 内訳は、児童養護施設：40件、児童自立支援施設：8件、障害児入所施設：2件、児童心理治療施設：2件、乳児院：16件、病院：1件、所内一時保護所：1件

(※2) 内訳は、虐待：96件、養護その他：19件、非行相談：34件、育成相談：19件、障害相談：1件

(※3) 内訳は、他の児童相談所：10件、一時保護委託先から一時保護施設へ移動：20件

(※4) 内訳は、一時保護施設から一時保護委託先へ移動：78件、一時保護委託先から別の一時保護委託先に移動：22件、施設復帰：9件、自立援助ホーム：9件、グループホーム：1件、親類宅：4件、入院：4件、障害児施設契約入所：2件、ショートステイ利用：2件、家庭裁判所送致：2件

(※5) 入所状況合計436件と退所合計411件の差については年間保護実人員の内、25人が次年度継続保護のため。

③ 年齢別・性別入所状況

令和6年度の新規入所児を対象とする。

(人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
中央	男	11	4	6	5	9	9	6	7	11	11	9	12	10
	女	5	2	4	8	8	10	6	7	7	5	3	5	13
紀南	男	0	0	5	10	5	3	0	2	0	0	0	3	0
	女	0	1	0	0	3	2	0	0	7	1	1	0	2
計		16	7	15	23	25	24	12	16	25	17	13	20	25

(人)

		13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
中央	男	15	16	14	3	4	1	163
	女	25	20	30	15	9	0	182
紀南	男	0	0	3	4	2	0	37
	女	6	5	2	2	1	0	33
計		46	41	49	24	16	1	415

・委託一時保護含む。

④ 月別・性別入所状況

令和6年度の新規入所児を対象とする。

(人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
男		17	17	24	24	28	15	5	8	22
女		17	24	25	18	35	11	15	28	17
計		34	41	49	42	63	26	20	36	39

(人)

		1月	2月	3月	計
男		12	16	12	200
女		8	10	7	215
計		20	26	19	415

・委託一時保護含む。

⑤ 相談種別・性別緊急入所状況

令和6年度の退所児を対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。(人)

		入所数		緊急入所数			
		男	女	男		女	
養護相談	虐待	131	139	72	55.0%	74	53.2%
	その他	24	20	8	33.3%	7	35.0%
非行相談	ぐ犯等	19	31	10	52.6%	18	58.1%
	触法行為等	3	5	3	100.0%	3	60.0%
育成相談	性格行動	14	13	7	50.0%	7	53.8%
	不登校	2	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	4	2	0	0.0%	0	0.0%
障害相談	知的障害	3	0	1	33.3%	0	0.0%
	その他	1	0	0	0.0%	0	0.0%
保健相談・その他相談		0	0	0	0.0%	0	0.0%
小計		201	210	101	50.2%	109	51.9%
計		411		210		51.1%	

・委託一時保護含む。

⑥ 相談主訴別・性別入所状況

令和6年度の新規入所児を対象とする。(人)

	男	女	計	比率
家庭環境	37	42	79	18.3%
家出・外泊	10	32	42	9.7%
暴力	3	8	11	2.5%
窃盗	2	6	8	1.9%
シンナー	0	0	0	0.0%
異性交遊	0	6	6	1.4%
虐待	111	114	225	52.1%
怠学	0	1	1	0.2%
不登校	0	2	2	0.5%
その他・ぐ犯(※)	14	10	24	5.6%
その他	21	13	34	7.9%
計	198	234	432	100.0%

・主訴は重複あり。

・委託一時保護含む。

(※) 喫煙・校則違反・万引き等

⑦ 相談種別・日数別入所状況

令和6年度の退所児を対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。 (人)

		1～ 5日	6～ 10日	11～ 15日	16～ 20日	21～ 25日	26～ 30日	31日 以上	計
養護 相談	虐待	40	31	26	22	16	17	118	270
	その他	11	7	0	3	2	2	19	44
非行 相談	ぐ犯等	12	12	5	2	3	4	12	50
	触法行為等	0	2	0	0	1	2	3	8
育成 相談	性格行動	7	3	4	3	0	3	7	27
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	3	0	0	1	1	0	3	8
障害 相談	知的障害	0	0	0	0	0	0	3	3
	その他	0	0	1	0	0	0	0	1
保健相談・その他相談		0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		73	55	36	31	23	28	165	411

・委託一時保護含む。

(※) 前年度からの繰り越し児童全件の内訳は、虐待：14件、養護その他：2件、非行：2件、育成：2件、障害1件

9 特別事業

(1) 家庭支援体制緊急整備促進事業

児童虐待防止対策支援事業（中央児童相談所）

児童相談所における虐待相談件数の急増とともに、その相談内容も複雑化、深刻化が進んでいる。児童福祉司及び児童心理司の行う相談援助だけでなく、医学的治療や法的対応などが必要なケースも増えるなど、これまでの相談体制だけでは十分な対応ができない状況にある。また児童相談所には、市町村の相談機関が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援を行う役割もある。以上のことから、児童相談所自体の専門性の確保と向上を図り、その相談機能を強化することが求められているのである。

児童相談所は地域支援機関や医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な判断が必要なケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、その相談機能を強化し、もってこどもの福祉や家庭支援の向上を図ることが不可欠である。

■ 実施状況

主催：中央児童相談所

○第1回

実施日：令和6年7月11日（木）

実施場所：中央児童相談所

演題：切れ目のない支援をめざして～知っておいて欲しい母子保健のこと～

講師：中央児童相談所 主任 辻村由佳

紀南児童相談所 副主査 杉原知紗

参加者：児童相談所職員 50名

○第2回

実施日：令和6年11月12日（火）

実施場所：中央児童相談所 多目的ホール

演題：教えてもらおう！性暴力支援センターマインの業務

講師：DV相談支援センター 主任 坂口敦子

参加者：児童相談所職員 52名

○第3回

実施日：令和6年12月25日（水）

実施場所：中央児童相談所

演題：障害福祉サービスについて

講師：地域活動支援センター櫻 センター長 岩橋千紗子

参加者：児童相談所職員 33名

(2) 処遇困難事例検討会議等、弁護士相談について

さまざまな相談を受ける中で、児童相談所内部の相談機能や援助技術だけでは、処遇に困難をきたすケースがある。とりわけ、保護者の意に反して、こどもを保護し処遇することが多い虐待ケースや、児童福祉の枠組みだけでは対応困難な非行ケースなど、各種の法的対応を必要とする場合である。このような場合、こどもの福祉や権利擁護の観点に立った弁護士の助言が、きわめて有効である。

当所では、こどもの権利擁護や児童福祉領域を専門とする弁護士の理解と協力を得て、処遇困難事例および法的対応事例などについて、適宜、タイムリーな弁護士相談を実施しており、そこで受けた助言や検討された方針に基づいて処遇を進めることで、よりきめ細やかで毅然とした対応を図ることができている。

主には、家庭裁判所への施設入所承認の申立や親権喪失の申立などの法的対応ケースである。

(3) 児童相談所虐待対応ダイヤル相談業務及び SNS 相談業務

増え続ける虐待通告や、様々な問題を抱えながら悩んでいる子どもや親の相談に 24 時間 365 日いつでも即応できる体制を整備することは、よりよい児童福祉を提供するために重要である。電話、SNS による相談は、その利便性・匿名性から、いつでも、誰でも、どこからでも気軽に相談できるという利点があることから、電話による相談窓口（月曜日から金曜日：午後 5 時 46 分から午前 9 時 00 分、祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日：午前 9 時：00 分から翌日午前 9 時 00 分）及び SNS を活用した相談窓口（月曜日から金曜日（祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）：午前 10 時から午後 8 時）を開設している。

① 月別相談受付件数

(件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
電話相談	27	20	39	35	23	21	35	45	35	28	19	25
SNS 相談	5	6	10	7	9	11	8	15	12	12	11	5

② 相談種類別受付件数

(件)

	性格 行動	不登校	しつけ	保健	非行	養護	適性	障害	その他	不明	合計
電話相談	36	4	8	2	7	141		1	150	3	352
SNS 相談	5	2	52	1	5	18		5	17	6	111

③ 居住地域別受付件数

(件)

	和歌山市	海南市	岩出市	紀の川市	橋本市	有田市	御坊市
電話相談	164	14	19	21	20	14	8
SNS 相談	51	13	17	1		8	

	田辺市	新宮市	海草郡	伊都郡	有田郡	日高郡	西牟婁郡
電話相談	16	7	2	2	7	5	15
SNS 相談	3	3		4	4	3	

	東牟婁郡	県外	不明
電話相談	11	2	25
SNS 相談	4		

10 保健師業務実績

和歌山県では、令和4年4月から中央児童相談所、紀南児童相談所それぞれに保健師を1人ずつ配置している。

令和6年度における保健師の業務内容別活動実績としては、昨年度に引き続き、「家庭・病院・関係機関等の訪問」が最も多く、次いで「所内会議」が多くなっている。なお、それぞれの児童相談所の規模に違いがあるため、個別ケース支援等への関わり方も異なった状況になっている。

(1) 業務内容別実績

児童 相談所	総計 (%)	個別ケースへの対応										コーディネート							
		訪問計	訪問・記録				面接	保健 指導 (電話)	健康教育		その他	小計	会議計	会議					会議以外
			家庭	病院	関係機関	その他			個別	集団				所内	所外	関係機 関連絡 会議	保健師 連絡 会議	保健所 連絡 会議	
中央	1,932	620	343	73	199	5	110	14	5	0	10	759	389	275	51	48	12	3	54
	100.0	32.1	17.8	3.8	10.3	0.3	5.7	0.7	0.3	0.0	0.5	39.3	20.1	14.2	2.6	2.5	0.6	0.2	2.8
紀南	2,284	1,047	160	304	579	4	235	16	63	30	7	1,398	516	409	55	3	35	14	107
	100.0	45.8	7.0	13.3	25.4	0.2	10.3	0.7	2.8	1.3	0.3	61.2	22.6	17.9	2.4	0.1	1.5	0.6	4.7
合計	4,216	1,667	503	377	778	9	345	30	68	30	17	2,157	905	684	106	51	47	17	161
	100.0	39.5	11.9	8.9	18.5	0.2	8.2	0.7	1.6	0.7	0.4	51.2	21.5	16.2	2.5	1.2	1.1	0.4	3.8

上段は、時間数。下段は割合(%)。小計は小数点以下1桁未満を四捨五入

児童 相談所	その他						
	その他 合計	業務管理	研修			人材育成	その他
			研修計	講師	受講		
中央	730	94	108	15	93	210	318
	37.8	4.9	5.6	0.8	4.8	10.9	16.5
紀南	263	72	139	35	104	15	37
	11.5	3.2	6.1	1.5	4.6	0.7	1.6
合計	993	166	247	50	197	225	355
	23.6	3.9	5.9	1.2	4.7	5.3	8.4

(2) 個別ケースへの対応

	訪問				面談			
	実(人)	延(人)	件数(実)	件数(延)	実(人)	延(人)	件数(実)	件数(延)
中央	43	166	98	388	10	36	15	105
紀南	32	226	57	282	30	78	55	118
合計	75	392	155	670	40	114	70	223

(3) 業務内容別保健師活動の年次推移

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
訪問	881	22.8%	1,223	31.2%	1,667	39.5%
所内面接	279	7.2%	428	10.9%	345	8.2%
保健指導(電話)	92	2.4%	15	0.4%	30	0.7%
健康教育	63	1.6%	77	2.0%	98	2.3%
その他個別ケース対応	533	13.8%	180	4.6%	17	0.4%
所内会議	684	17.7%	605	15.4%	684	16.2%
所外会議・関係機関連絡会議	110	2.8%	168	4.3%	157	3.7%
保健師会議	53	1.4%	49	1.3%	64	1.5%
会議以外(連絡調整)	255	6.6%	181	4.6%	161	3.8%
業務管理	268	6.9%	175	4.5%	166	3.9%
研修	344	8.9%	276	7.0%	247	5.9%
人材育成	27	0.7%	277	7.1%	225	5.3%
その他(事務)	275	7.1%	264	6.7%	355	8.4%
計	3,864	100.0%	3,918	100.0%	4,216	100.0%